

令和6年4月に採用する職員を募集します  
**大田原市職員採用試験**

●職種・募集人員

- ①一般事務：6名程度
- ②一般事務(障害者対象)：1名程度
- ③技師(土木)：1名程度

●受験資格

- ①一般事務：平成5年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方
- ②一般事務(障害者対象)：次のすべての要件を満たす方
  - ・昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方
  - ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者福祉手帳の交付を受けている方
  - ・活字印刷(文字の大きさ10ポイント程度)による出題に対応できる方
- ③技師(土木)：昭和63年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校などにおいて、土木に関する課程または科目を修めて卒業した方(令和6年3月31日までに卒業見込みの方を含む)

●受験資格のない方 次のいずれかに該当する方

- ・日本国籍を有しない方
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの方
- ・大田原市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない方
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方

問申総務課 本6階  
 〒324-8641 大田原市本町1-4-1  
 ☎0287(23)8702

●試験の期日・場所・内容

【一次試験】

●日時 9月17日⑩

- ①一般事務および②一般事務(障害者対象)：午前9時10分～11時10分
- ③技師(土木)：午後1時40分～3時10分

●場所 国際医療福祉大学(大田原市北金丸2600-1)

●試験内容

- ①一般事務および②一般事務(障害者対象)：教養試験(高等学校卒業程度)
- ③技師(土木)：専門試験(土木、高等学校卒業程度)

【二次試験】

●日時 10月中旬

●場所 大田原市役所本庁舎

●試験内容 論文試験・グループワーク・集団面接・個別面接・性格検査

●合格発表予定

▶一次試験：10月上旬 ▶最終合格発表：11月上旬

●採用予定日 令和6年4月1日

●試験要領 市HPに掲載

●申込方法 市HPの申込フォームから受付

※窓口での申請書配布、受け付けは行いません。

※やむを得ず、郵送での申し込みを希望する方は、総務課へお問い合わせください。

●申込期間 7月1日⑤ 午前8時30分～7月31日

⑩ 午後5時15分

身近な生物から感染  
**ダニや蚊から感染する感染症に気を付けましょう**

問健康政策課 本3階  
 ☎0287(23)8975

重症化すると死に至る感染症もありますので、感染が疑われる場合は早めに医療機関を受診してください。

感染症名	ダニ 		蚊 		
	重症熱性血小板減少症候群(SFTS)	つつが虫病	デング熱	ジカウイルス感染症(ジカ熱)	日本脳炎
病原体を持つダニ・蚊	マダニ類*	ツツガムシ	ヒトスジシマカ		コガタアカイエカ
症状	発熱、吐き気、腹痛、下痢、筋肉痛、リンパ節腫張、出血症状など	全身倦怠感、食欲不振、頭痛、悪寒、発熱など	発熱、発疹、関節痛、頭痛など ※ジカ熱には結膜炎がみられます。		発熱、頭痛、嘔吐、めまい、けいれん、項部硬直、意識障害など
潜伏期間	5日～14日程度		2日～14日程度	2日～12日程度	6日～16日程度
予防法・対処法	●草むらや藪などに入る時は、長袖、長ズボン、足を完全に覆う靴、手袋などを着用し、肌の露出を少なくする。 ●虫除けスプレーを使用する。 ●屋外活動後はシャワーや入浴でダニがついてないか確認する。 ※吸血中のダニに気が付いたときは、無理に引き抜かず、皮膚科など医療機関を受診してください。無理に引き抜こうとすると、ダニの体の一部が皮膚内に残ってしまいます。		●屋外で活動する際は長袖、長ズボンなどを着用し、肌の露出を少なくする。 ●虫除けスプレーを使用する。 ●屋外に置かれたバケツや空きビンの中など、水が溜まる場所は蚊が発生しやすいため取り除く。 ※日本脳炎はワクチンがあり、小児を対象に定期接種を実施しています。		

\*家庭内に生息するコナダニ(食品類)やヒョウヒダニ(衣類や寝具)などとは種類が異なります。

## 年金を受給している65歳以上の方の 市民税・県民税特別徴収制度のお知らせ

問 税務課 本 2階  
TEL 0287(23)8725

令和5年4月1日現在、65歳以上の方で、年金の所得に対して市民税・県民税が課税される場合、年金からの特別徴収制度(年金支給額から市民税・県民税を天引きして納付する制度)により、市民税・県民税を納付することになります。この制度は年金受給者の納税の利便性の向上を目的に導入された制度です。

なお、この制度はあくまで徴収方法を変更するものであり、市民税・県民税の計算方法が変更になったわけではありません。

●**特別徴収の対象者** ▶前年中に公的年金の支払いを受け、かつ4月1日に公的年金などの支払いを受けている方 ▶4月1日現在65歳以上の方 ▶遺族年金、障害者年金以外の老齢基礎年金などの支給年額が18万円以上の方 ▶介護保険の保険料が年金から特別徴収(天引き)されている方

●**特別徴収の対象となる年金** 老齢または退職を支給事由とする公的年金

●**特別徴収される税額** 公的年金所得にかかる所得割額と均等割額

※給与所得や農業所得などの公的年金以外の所得がある場合は、その分にかかる税額は除かれます。

●**税額などの通知** 年金から特別徴収される金額は、送付される「令和5年度 市民税・県民税税額決定・納税通知書」に記載がありますので、ご確認ください。

※年金からの特別徴収が停止され、市民税・県民税の未納額が生じた場合は普通徴収に切り替わり、市から納付書が送付されます。お手元に届きました納付書で納付をお願いします。

### ○特別徴収開始1年目の方(昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生まれの方)

年金の前半と後半で徴収方法が異なります。

▶前半:年金にかかる年税額の半分の金額を2回に分け、6・8月に普通徴収(市役所または金融機関などで納付書により納める方法)により納付。

▶後半:残った年税額を3回に分け、10・12・2月に支給される公的年金から特別徴収。

#### (例) 公的年金所得にかかる年税額が60,000円の場合

期別・支給月 納付額・徴収額	普通徴収 (納付書で納付)		特別徴収 (公的年金支給額から天引き)		
	1期(6月) 15,000円	2期(8月) 15,000円	公的年金 10月支給分 10,000円	公的年金 12月支給分 10,000円	公的年金 2月支給分 10,000円
	年税額の $\frac{1}{4}$	年税額の $\frac{1}{4}$	年税額の $\frac{1}{6}$	年税額の $\frac{1}{6}$	年税額の $\frac{1}{6}$
	年税額の $\frac{2}{4}$		年税額の $\frac{3}{6}$		

### ○特別徴収開始2年目以降の方(昭和32年4月1日以前生まれの方)

年6回の公的年金等支給時に特別徴収となりますが、前半の3回は仮特別徴収税額の徴収となります。

▶前半:前年度の特別徴収税額(年税額)の $\frac{2}{3}$ に相当する額を3回に分け、4・6・8月に支給される公的年金からの特別徴収。

▶後半:本年度分からの年税額から仮特別徴収税額を差し引いた残りの税額を3回に分け、10・12・2月に支給される公的年金から特別徴収。

#### (例) 公的年金所得にかかる年税額が63,000円の場合

年金支給月 徴収額	特別徴収 (仮特別徴収税額)			特別徴収 (年税額から仮特別徴収税額を引いた額)		
	4月 10,000円	6月 10,000円	8月 10,000円	10月 11,000円	12月 11,000円	2月 11,000円
	前年度の年税額の半分の額を3回で徴収 ※前年度の年税額が60,000円の場合			年税額－仮特別徴収税額＝10月以降の徴収額 63,000円－30,000円＝33,000円⇒3回で徴収		